

# ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書の概要

## 予防課

### 1 はじめに

近年、高齢者や障がい者等の社会参加が進展しており、また、障害者権利条約の批准に向けて障害者基本法を改正する動きもあります。平成20年度末現在の身体障害者手帳（聴覚・平衡機能障害）の交付数は約45万人ですが、聴力が衰えた高齢者等を含む聴覚が不自由な方は約600万人に上ると言われています。

一方、火災警報設備については、現行の消防法では音による警報が義務付けられており、音以外による警報については、消防庁や関係機関等において特に技術面を中心とした検討が進められてきているところですが、その導入・普及はほとんど進んでいません。

このような状況を踏まえ、高齢者や障がい者等の火災に対する安全性を確保するため、消防庁では、平成22年6月より「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」（座長：野村歎国際医療福祉大学大学院教授（当時））を開催して、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた火災警報設備等の導入・普及のあり方について検討を行い、同検討会は「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」を取りまとめました。

以下では、本報告書の概要について紹介します。

検討会報告書全文

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2304/230425\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2304/230425_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)

### 2 報告書の概要

#### 2.1 現状と課題

##### (1) 制度の現状



図1 光警報装置の例

現行の消防法では、火災警報設備として「自動火災報知設備」や「住宅用火災警報器」等が位置付けられているが、前述のとおり、音以外の警報については特段規定されておらず、音により警報を行うことを原則として



モニタリング風景

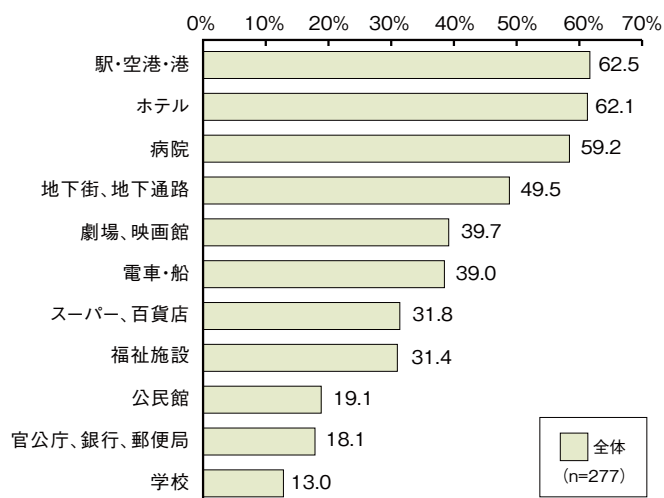


図2 自宅以外で音以外の火災警報設備が必要とされる場所

いる。一方、米国及び英国等の諸外国においては、音以外にも光により警報を行う装置（以下「光警報装置」という。）を中心として基準・規格が整備され、事業所への導入・普及が進んでいる（図1参照）。

##### (2) 事業所用の火災警報設備のニーズ

聴覚障がい者を対象にアンケート調査及びモニタリング調査を行った。

その結果では、自宅以外で音以外の火災警報設備が必要と感じる場所として「駅・空港等」「ホテル」「病院」等が多くなった（図2参照）。

また、音以外の警報として有効な設備として、「光警報装置」（フラッシュライト）、「文字表示専用の装置」に対する希望が様々な場所において平均的に多くなり、（図3参照）就寝する場所においては「振動警報装置」（シェーカー）の希望が最も多かった（図4参照）。アン

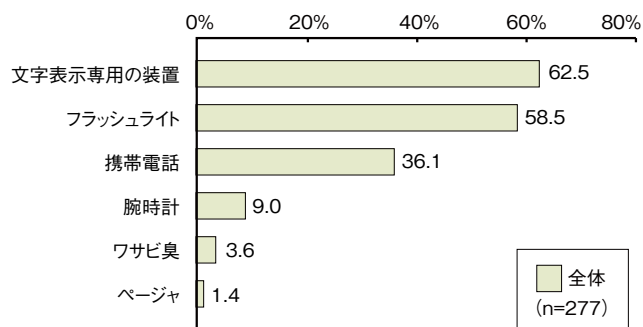


図3 有効とされる音以外の火災警報装置（駅、スーパー等）

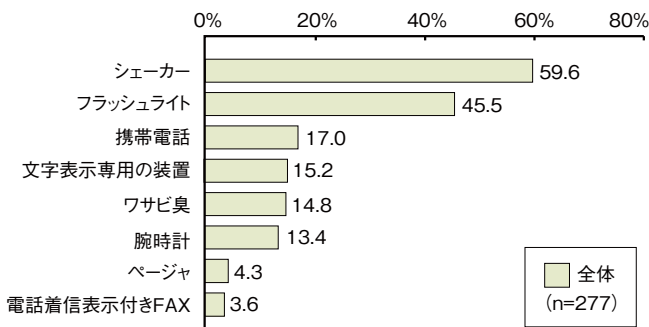


図4 有効とされる音以外の火災警報装置（就寝する場所）

ケート調査のほか、就寝時の各機器の有効性についてモニタリング調査を行い、その結果、枕元に設置したピロシェーカーに対して有効性の評価が高くなった。

### (3) 住宅用火災警報器に関する課題

- ① 現在市販されている機器について、住宅用火災警報器と光や振動等の機器の接続の可否を調査した結果では、メーカーが異なる機器間においても接続が可能であることが確認された。
- ② 外部接続用の端子がある住宅用火災警報器は生産量が少なく、流通面から入手が難しい状況にあり、外部接続用の端子がないものとの価格差も大きい。
- ③ 住宅用火災警報器と光や振動等の機器を接続するにあたって、これらの機器間でメーカーが異なる場合の接続が制度上担保されていない。

## 2.2 対応の考え方

上記課題を踏まえ、対応の考え方が次のとおり取りまとめられた。

### (1) 事業所用の火災警報設備

ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備の早期普及のためには諸外国の状況、各種ニーズ調査の結果等を参考としながら、有効性及び実現可能性の高い機器から優先順位を付して対応していくことが適当と考えられる。

これを踏まえて、諸外国において普及実績があり、聴覚障がい者のニーズとしても高い「光警報装置」を、優先的に普及促進を図る機器として位置付けるべきである。

最終的には「音と光」の組合せにより警報を行うことを火災警報設備の基本として位置付け、法令基準の整備を図っていくことが望まれるが、わが国において今後円滑、効果的に普及を進めていくためには、当面、おおむね次のような考えにより法令基準の整備を図っていくことが適当である。

- ① 光警報装置の設置を法的に位置付ける対象として、当面は、聴覚障がい者のニーズが高い建物で一定規模以上のものを中心に検討することとし、具体的な対象については、この方針に従って、事業所側の関係者の意見等も十分聴取しつつ、早期に結論を得るべきである。その他の建物については、その後の普及の状況を見ながら段階的に設置の拡大を図っていくことが適当である。
- ② 光警報装置については、既存の建物等も含めて設置を推進する必要があるが、既存の建物等の法令上の位

置付けについては、事業所側の関係者等の意見も十分聴取した上で、さらに検討することが必要である。

- ③ 光警報装置の設置方法や機器基準については、海外における基準・規格を踏まえ、各種調査の結果やユーザーの意見等を加味し、定めることが適当である。

また、就寝場所での警報に有効であり、視覚障がいのある者に対しても一定の効果が期待できる「振動警報装置」を、就寝施設等において設置を推奨する機器として扱い、光警報装置を代替するものとして、振動警報装置であるピロシェーカーやベットシェーカー等を位置付けることや、ピロシェーカー等の振動警報装置の機器の基準について、海外の事例等を踏まえ、整理していくことが適当である。

また、就寝場所への対応については、諸外国や一部の国内のホテル等で行われているホテルキット（フロントにおいて光警報装置や振動装置等を貸し出し、部屋にその都度設置し使用するもの）による方法を含めて考えることが適当であり、ホテルキットを接続するための配線方法の仕様を統一することなどについて、事業者団体等における取組が期待される。

### (2) 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器についても、ユニバーサルデザインの観点を踏まえると、どの住宅用火災警報器においても光警報装置や振動警報装置等を接続できることが望ましい。

この課題への対応策の一つとして、すべての住宅用火災警報器に、外部接続用端子を設けることが有効であると考えられ、製造段階における義務付けも視野に入れて、検討を進めることが必要と考えられる。

また、これと併せ、当該接続端子や信号等の仕様の統一についても検討することが必要である。

## 2.3 今後の課題

上記の光警報装置や振動装置のほか、音以外の警報手段としては、文字、手話及びピクトグラムによる表示、臭気による警報、聞き取りやすい音による警報などが考えられるが、これらについては光警報装置に比べて知見や実績が少なく、海外においても基準・規格はほとんど定められていない。今後、これらについて、実験等による一層の知見の蓄積等が必要と考えられる。

また、住宅用火災警報器については、光警報装置等の聴覚障がい者に対応した火災警報設備等を火災警報専用とせず、例えばインターホンや目覚まし等、日常的に使用するお知らせ機能と兼用することで普及促進を図ることも有効であると考えられ、製品開発が期待される。

## 3 今後の対応

消防庁では、上記取りまとめ結果を踏まえ、光警報装置の設置に係る法令基準等を具体的に検討するため、「予防行政のあり方に関する検討会」（座長：平野敏右東京大学名誉教授）において、事業所側の代表者を交えながらさらに検討を進めることとしています。